

2010年第2回定例会・反対討論（6・21）

私は、日本共産党を代表して、各委員長報告に対して討論を行います。

初に、議第41号・平成22年度大分市一般会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正予算には、「セントポルタビル地下駐輪場整備事業」の建設、管理などで1億8600万円、同事業の駐輪場借上料の債務負担行為が20年間で3億1200万円が計上されております。その他の費用も含めて、この駐輪場整備事業の総事業費は6億8652万円にもなります。

大型店の利益第一の出店・撤退は、商店・商店街に甚大な影響を与えています。こうしたなか、商店・商店街の発展のための対策は重要な課題です。その一つとして中心市街地に駐輪場をつくることは、商店街にも、利用者にも歓迎されるものであり、『大分市自転車等駐車場整備計画』にもとづいて、駐輪場を整備することに反対するものではありません。また放置自転車の解消をとおして、きれいな街、障害者にもやさしい街となっていく一助となることにも同意できます。

しかし、今回提案されている「セントポルタビル地下駐輪場整備事業」には、いくつかの問題点があります。

第1に、「セントポルタビル地下駐輪場整備事業」は、『大分市自転車等駐車場整備計画』にもとづいてすすめることとされています。しかし、5月に策定した『整備計画』に、今回予算計上されている事業は記述されていません。計画にない事業を、関係者から要望を受けたからと事業をすすめるならば、市長のいう「公正、公平な行政」とは相容れないと思います。また中心市街地および大分駅周辺における公共の整備方針では、昭和通り交差点、中央通

り地下、国道10号地下の3カ所で1860台、大分駅周辺で2600台があげられているだけです。事業の提案と『整備計画』に整合性がありません。そのため、執行部の説明に一貫性がありません。とりわけ、建設常任委員会では「将来、有料化も考えられる」という説明までされています。

第2に、セントポルタビルそばの若草公園駐輪場は40%～50%台の利用率です。大分駅前東駐輪場140%、大分駅前駐輪場130%、ふないアクアパーク駐輪場120%に比べて、非常に利用者が少ないことがうかがえます。このすくそばに、1000台も収容できる駐輪場を建設しても、それにみあう利用者があるとは考えられません。また「利用されるように誘導する」という説明もありましたが、誘導して利用させるような駐輪場整備に疑問があります。

第3に、「ドアツウドア」という自転車の特性からみて、1000台の大型駐輪場より、例えば100台の駐輪場を必要な場所に10カ所つくるほうが、有効だと思います。

第4に、先にも述べましたが、「将来は有料化」ということになれば、利用する人は激減することは必至であり、放置自転車の増加につながりかねません。

第5に、財政上の問題です。補正予算で、突如として予算計上がされましたが、設備投資や借地費用が妥当であるか、契約の更新が不可能な場合や不測の事態での撤去費用など、疑問が残ります。また雇用対策、子どもや高齢者施策など、急がれる課題があるともいますが、この規模で、提案の事業をいまずぐ実施する必要があるかということもあります。

以上のことを考慮するならば、今回決定するのではなく、もっと関係者の意見もよく聞いて、検討・決定しても遅くないと思います。

以上の理由で、議第41号・平成22年度大分市一般会計補正予算（第1号）に、現時点では賛成はできません。

つぎに、報第1号・専決処分した事件の承認について（平成21年度大分市一般会計補正予算（第5号））については、事業の確定にともなう係数の処理などが主な内容となっています。

歳出・第8款土木費・4項都市計画費に、100m道路や庄の原佐野線などの幹線道路見直しを求める住民の要求にこたえていないことなど、住民の十分な納得と合意の得られていない大分駅南公共団体区画整理事業費に100万円が計上されています。こうした事業は縮小などをおこなうべきであり、これらにかかわる歳入、繰越明許費、地方債補正も認められません。また、メリットの少ない横尾公共団体区画整理事業費は、財源の組み換えがされています。

10款教育費・6項保健体育費・8目学校給食共同調理場費に、（仮称）西部共同調理場建設事業について、減額ですが補正されています。東部共同調理場、（仮称）西部共同調理場建設の目的は、行政改革アクションプランの一貫であり、子どもたちを行革の犠牲にすることは許されません。『総合計画』における根拠・位置づけでも、「思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくりのため、豊かな人間性の創造、学校教育の充実」としていますが、このこととも整合性がなく、とても理解できるものではありません。

また、野津原の小学校を組み込むことは、小学校給食は自校方式という方針にも反するものです。

さらに、食育の一貫として、子どもたちへ学校給食を提供することが望ましいと考える立場からもはずれています。学校給食食材に地元の新鮮な野菜

の提供など、地産地消の立場を後退させざるをえない懸念があります。

加えて、災害時や食中毒の発生などの危機管理体制からも、大型共同調理場は、問題があると考えます。

以上の理由で、報第1号・専決処分した事件の承認について（平成21年度大分市一般会計補正予算（第5号））に反対します。

なお、議第51号・大分市学校給食調理場設置条例の一部改正について、報第1号・専決処分した事件の承認について（平成21年度大分市一般会計補正予算（第5号））の第10款・教育費と同じ理由で反対します。

つぎに、報第16号・専決処分した事件の承認について（大分市国民健康保険税条例の一部改正について）です。

今回の改定は、医療分と後期高齢者医療制度支援分の最高限度額を引き上げることと、いわゆる非自発的失業者に対する国保税の減免措置などです。

非自発的失業者への国保税の減免には賛成するものです。同時に、離職票がない人に対しても、市独自の減免の対応をするように要望しておきます。

さて最高限度額の引き上げは、先の第1回定例会で、国民健康保険税を加入者一人当たり平均で2681円の値上げが行なわれたことと関連した提案であります。前年度に続き、1年間に1億5千万円の一般会計からの繰り入れがおこなわれますが、市民生活支援と福祉対策から考慮するならば、さらなる対応が求められると考えます。また公共料金の値上げは、他の物価にも影響することなども考慮に入れるべきです。

以上の理由から、報第16号・専決処分した事件の承認について（大分市国民健康保険税条例の一部改正について）に反対します。

つぎに、請願・陳情についてです。

平成21年・陳情第6号・大分市立小中学校図書館の充実を求める陳情について、委員長報告は不採択であります。

平成19年度から市内小・中学校88校に44名の図書館支援員を配置し、児童・生徒の読書活動や学習活動を支え、学校図書館が徐々に活性化し、蔵書の活用も増加傾向にありました。しかし2校に1人の配置では、その活動は週2日にとどまり、この制度の価値が十分果たされておらず、改善の要望もだされてきました。

この陳情は、市内すべての小中学校に学校図書館支援員を配置すること、当面、大規模校から優先的に専任の支援員として、その機能充実などを求めたものであります。昨年9月市議会に陳情され、審議されてきました。

現在大分市では、学校図書館法でいう司書教諭は、12学級以上の学校に配置されていますが、ほとんどが専任できないために、学校図書館の運営に支障をきたしています。とりわけ、規模の大きい学校では蔵書数も多く、把握・管理・運営に時間が足りない状況が続いています。児童・生徒とかわる時間をもつためにも、本来なら専任の学校司書の配置が強く求められていますが、これができないいま、図書館支援員の役割は重要であります。

こどもの読みたい意欲を触発すること、教師の授業づくりをサポートすること、夏休み、冬休みなどの長期休業中も、学年・クラスをこえて、子どもたちが集い、語り合い、意見表明できる場所が学校図書館です。また、ネット社会のなかで、子どもたちがメディアを批判的に読み取る力をつけていくことも重要な要素となっています。

以上のことから、図書館支援員を全校に段階的配置することは、児童・生

徒、関係者の切実な要求であり、不採択にすることは認められません。

よって平成21年・陳情第6号・大分市立小中学校図書館の充実を求める陳情の不採択に反対します。

以上で討論を終わります。